



山形県公報

平成17年12月6日(火)
第1699号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

| | |
|---|------|
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (健康福祉企画課) ... | 1351 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定..... (同) ... | 同 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (同) ... | 1352 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定..... (同) ... | 1353 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... (同) ... | 1354 |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ... | 1355 |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... (置賜総合支庁福祉課) ... | 同 |
| 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同 |

公 告

| | |
|---|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ... | 1356 |
|---|------|

告 示

山形県告示第1111号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「年0.4パーセント」を「年0.425パーセント」に、「年0.8パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成17年11月10日から適用する。
- 平成17年11月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第1112号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|----------------|-----------|
| 鶴岡市立庄内病院(医科・歯科) | 鶴岡市泉町4番20号 | 平成17.10.1 |
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 同 湯田川字中田35番地10 | 同 |
| 鶴岡市休日夜間診療所 | 同 馬場町8番22号 | 同 |

| | | |
|-----------------|--------------------|---------|
| 鶴岡市国民健康保険上田沢診療所 | 同 上田沢字下中島25番地 | 同 |
| 鶴岡市国民健康保険大網診療所 | 同 大網字興屋69番地1 | 同 |
| 鶴岡市国民健康保険山戸診療所 | 同 山五十川乙225番地2 | 同 |
| 陣場調剤薬局 | 山形市陣場一丁目9番20号 | 同 10.14 |
| ファミリー調剤薬局 | 同 瀬波一丁目6番3号 | 同 10.24 |
| けい歯科・矯正歯科クリニック | 天童市大字貫津字楸ノ町2578番地1 | 同 10.25 |
| なかさとこどもクリニック | 長井市小出3930番地3 | 同 11.1 |
| すみれ調剤薬局西川町立病院前店 | 西村山郡西川町大字海味542番地1 | 同 |
| エビスヤ薬局瑞穂 | 酒田市大町14番20号 | 同 |
| 宮川整形外科クリニック | 山形市宮町二丁目1番34号 | 同 11.2 |
| 峯田薬局 | 同 宮町三丁目6番39号 | 同 11.4 |

山形県告示第1113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|----------------------|-----------|
| けい歯科・矯正歯科クリニック | 天童市鎌田一丁目10番1号 千恵ビル3F | 平成17.8.31 |
| 金子胃腸科医院 | 南陽市柵塚1848番地2 | 同 9.1 |
| なかさとこどもクリニック | 長井市小出館南3930番地3 | 同 9.30 |
| 鶴岡市立荘内病院(医科・歯科) | 鶴岡市泉町4番20号 | 同 |
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 同 大字湯田川字中田35番地10 | 同 |
| 鶴岡市休日夜間診療所 | 同 馬場町8番22号 | 同 |
| 朝日村国民健康保険上田沢診療所 | 東田川郡朝日村大字上田沢字下中島25番地 | 同 |
| 朝日村国民健康保険大網診療所 | 同 大網字興屋69番地1 | 同 |
| 温海町国民健康保険診療所 | 西田川郡温海町大字山五十川乙225番地2 | 同 |

| | | |
|------------------|---------------------|---------|
| 峯田薬局 | 山形市宮町三丁目6番39号 | 同 |
| 石黒歯科医院 | 鶴岡市日吉町8番6号 | 同 |
| エビスヤ薬局瑞穂 | 酒田市大町14番20号 | 同 |
| 千年堂薬局 | 同 泉町8番75号 | 同 10.1 |
| 市立酒田病院 | 同 千石町二丁目3番20号 | 同 10.31 |
| 市立酒田病院飛鳥診療所 | 同 飛鳥字勝浦甲66番地 | 同 |
| 酒田市休日診療所 | 同 本町三丁目11番40号 | 同 |
| 松山町国民健康保険地見興屋診療所 | 飽海郡松山町大字地見興屋字前割7番地2 | 同 |
| 松山町国民健康保険松山診療所 | 飽海郡松山町字西田8番地1 | 同 |
| 平田診療所 | 同 平田町大字飛鳥字契約場35番地 | 同 |
| 中村産婦人科内科医院 | 鶴岡市神明町10番27号 | 同 |

山形県告示第1114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年12月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 介護療養型医療施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 平成17.10.1 |
| 鶴岡市立荘内病院 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 | 同 泉町4番20号 | 同 |
| 指定短期入所生活介護事業所 みゆきの丘 | 短期入所生活介護 | 上山市弁天二丁目2番11号 | 同 10.18 |
| 指定福祉用具貸与事業所 歩 | 福祉用具貸与 | 山形市小立二丁目4番24号グリーン ハイツA7-103号 | 同 10.24 |
| カイセイ訪問介護事業所 | 訪問介護 | 最上郡金山町大字金山364番地 | 同 11.1 |
| アイリスケアセンター山形中央 | 通所介護 | 山形市城西町四丁目18番30号 | 同 |
| 介護付有料老人ホーム やすらぎ苑 | 短期入所生活介護 | 米沢市成島町三丁目2番127-12号 | 同 11.4 |

山形県告示第1115号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 在宅介護支援センターおおやま | 居宅介護支援 | 鶴岡市大山三丁目34番1号 | 平成17.9.30 |
| 老人デイサービスセンターおおやま | 通所介護 | 同 | 同 |
| ホームヘルプステーションおおやま | 訪問介護 | 同 | 同 |
| 在宅介護支援センターふれあい | 居宅介護支援 | 同 西新斎町14番26号 | 同 |
| 老人デイサービスセンターふれあい | 通所介護 | 同 | 同 |
| 訪問入浴サービスふれあい | 訪問入浴介護 | 同 | 同 |
| ホームヘルプステーションふれあい | 訪問介護 | 同 | 同 |
| なえづ在宅介護支援センター | 居宅介護支援 | 同 ほなみ町3番1号 | 同 |
| なえづ老人デイサービスセンター | 通所介護 | 同 | 同 |
| なえづホームヘルプステーション | 訪問介護 | 同 | 同 |
| とようら在宅介護支援センター | 居宅介護支援 | 同 大字三瀬字菅蒲田67番1号 | 同 |
| とようら老人デイサービスセンター | 通所介護 | 同 | 同 |
| とようらホームヘルプステーション | 訪問介護 | 同 | 同 |
| 老人デイサービスセンターたかだて | 通所介護 | 同 友江町23番14号 | 同 |
| くしびきホームヘルプステーション | 訪問介護 | 東田川郡櫛引町大字上山添字成田21番地9 | 同 |
| くしびきデイサービスセンター | 通所介護 | 同 | 同 |
| くしびき在宅介護支援センター | 居宅介護支援 | 同 大字三千刈字藤掛1番地 | 同 |
| 温海町デイサービスセンター愛寿園 | 通所介護 | 西田川郡温海町湯温海字湯之尻521番地12 | 同 |
| 温海町支援センター愛寿園 | 居宅介護支援 | 同 | 同 |
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 介護療養型医療施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション | 鶴岡市大字湯田川字中田35番地10 | 同 |

| | | | |
|----------|-------------------------------------|-----------|---|
| 鶴岡市立荘内病院 | 訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導 | 同 泉町4番20号 | 同 |
|----------|-------------------------------------|-----------|---|

山形県告示第1116号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.8パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成17年11月10日から適用する。
- 平成17年11月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第1117号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|--|--------------|------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号 | 希望が丘白鷹第1グループホーム 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1027番地の78 | 知的障害者地域生活援助 | 平成17.11.25 |

山形県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 113号線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字深沼字押出2896番1から 同 字舟入1652番3まで | 旧 | 47.3メートル と 8.4 | メートル 687 |
| 同 上 | | 78.2メートル と 12.8 | メートル 850 |
| 同 上 | 新 | 78.2メートル と 12.8 | 同 上 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年12月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 「地球の子ども」ネットワーク

(2) 代表者の氏名

山口 吉彦

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市藤浪一丁目82番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、世界の恵まれない子ども達の為の国際協力を行い、地域と世界を結ぶ「地球市民社会」の構築を図り、世界の平和と地域の国際理解に広く貢献することを目的とする。